



セーフティ946

特定小型原動機付自転車[※]で道路を走行するために

特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード）の要件を知りましょう。

【運転資格等】

運転免許不要
16歳未満の者は運転禁止
ヘルメット着用が努力義務

これだけを見れば、気軽に乗れそうダヨ〜♪

ちょっと待って!



これ！
絶対に
必要
です！



- 市町村交付のナンバープレートの取付け
- 自賠責保険の加入

乗る前にしっかり確認しましょう!

【車体の大きさ・構造】

長さ190cm以下・幅60cm以下
最高速度 20km/h以下
定格出力 0.6 kW以下
(一部抜粋したものです。)



車体の大きさ・構造が基準を超えると一般原動機付自転車(原付)となり、運転免許証が必要となります。

運転免許証を取得していないのに一般原動機付自転車に乗ってしまうと、無免許運転となるので注意が必要です。

また、一見「電動アシスト自転車」に見えるものでも、「ペダル付き原動機付自転車」といって、一般原動機付自転車に該当するものがあります。

【道路運送車両の主な保安基準】

前照灯(ヘッドライト)
警音器(クラクション等)
最高速度表示灯(緑色の灯光)
制動装置(ブレーキ)
方向指示器(ウinker)
尾灯・制動灯
(テールランプ・ブレーキランプ)
後部反射器(リフレクター) 等

これだけの装備を付けるとなると、要件を満たした特定小型原動機付自転車がとても高額になるのは納得だニヤ〜。
安価で売っているものは、装備等の要件を満たしていない可能性が高く、道路では走行することができないことがあるんだニヤ。



交 通 安 全